

## 必要書類チェックリスト

☞書類がそろっているか必ずチェックし、こちらの用紙も提出してください。

共通（児童扶養手当の認定を受けている方・児童扶養手当の認定を受けていない方）

必要書類	
必須	<input type="checkbox"/> 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書） <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">青色</span>
必須	<input type="checkbox"/> 申請者（請求者）の本人確認書類の写し（コピー） →マイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証など
必須	<input type="checkbox"/> 受取口座を確認できる通帳またはキャッシュカードの写し（コピー） ※金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が確認できるようにしてください。
必須	<input type="checkbox"/> 簡易な『収入額』の申立書（申請者本人用） ※令和3年2月以降の任意の1か月の収入等を記入し、支給要件を満たしているか確認してください。 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">薄青色</span>
必須	<input type="checkbox"/> 令和3年2月以降の任意の1か月の給与、事業、不動産等の収入がわかる書類の写し（コピー） →給与明細書や帳簿等、簡易な『収入額』の申立書の収入額がわかる書類
該当のみ	<input type="checkbox"/> 令和3年2月以降の任意の1か月の公的年金収入がわかる書類の写し（コピー） →年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書など簡易な『収入額』の申立書の公的年金収入額がわかる書類
該当のみ	<input type="checkbox"/> 簡易な『所得額』の申立書 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">黄緑色</span> <p style="font-size: small;">○簡易な『収入額』の申立書の収入額は要件を満たさないが、所得額では要件を満たす場合</p>
☆扶養義務者等（※1）がいる方 ※1 申請時点で申請者と同居していた家族（直系血族）や配偶者等	
該当のみ	<input type="checkbox"/> 簡易な『収入額』の申立書（扶養義務者用）※申請者本人と同じ月 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">薄緑色</span> <p style="font-size: small;">※扶養義務者が複数いる方は、全員分の申立書が必要です。</p>
該当のみ	<input type="checkbox"/> 扶養義務者の給与、事業、不動産等の収入がわかる書類の写し（コピー）※申請者本人と同じ月 →給与明細書や帳簿等、収入額がわかる書類
該当のみ	<input type="checkbox"/> 扶養義務者の公的年金収入がわかる書類の写し（コピー）※申請者本人と同じ月 ※「年金を受給している」扶養義務者がいる場合（複数いる場合は、全員分） →年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書など公的年金収入額がわかる書類

児童扶養手当の認定を受けていない方 上記の書類のほか、児童扶養手当の支給要件を確認できる書類が必要です。

必要書類	
必須	<input type="checkbox"/> 申請者（請求者）と児童の戸籍謄本 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;">※外国籍の方は、戸籍に代わる書類が必要です。</div> <p style="font-size: small;">※申請者（請求者）と児童が同じ戸籍に入っている場合は1通                      別の戸籍に入っている場合は、それぞれ1通                      ※交付から1か月以内のもの                      ※現在戸籍に離婚、死亡等の記載がない場合は、記載のある戸籍謄本が別途必要となります。</p>
該当のみ	<input type="checkbox"/> 障害の状態を確認できる書類（児童扶養手当の支給要件が「障害」の場合のみ） →診断書（国民年金の障害等級が1級の方は診断書を省略することができます。）
該当のみ	<input type="checkbox"/> 障害の状態を確認できる書類（障害のある児童がいる場合のみ）の写し（コピー） →特別児童扶養手当証書等

◎その他、支給要件によって他の添付書類が必要になる場合があります。